



青森県報

第二千六百六十八号

平成十五年五月二日(金曜日)

目次

告 示

公有水面埋立て工事のしゅん功認可	……………	(漁港備課)	一
右 同	……………	(同)	二
道路の区域の変更	……………	(道路課)	三
道路の供用の開始	……………	(同)	三
都市計画事業の認可	……………	(都市計画課)	四
証紙売りさばき人の住所及び名称の変更	……………	(経理課)	四
建設業者の許可の取消し	……………	(弘前県土整備事務所)	四
右 同	……………	(同)	四
右 同	……………	(同)	五
右 同	……………	(同)	五
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	……………	(教育施設課)	五
右 同	……………	(同)	六
出先機関	……………		
土地改良事業の工事の完了	……………	(東地方農林水産事務所)	六
土地改良区の役員の内任	……………	(三戸地方農林事務所)	八

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………(事務局) ……八

公安委員会

型式の検定適合遊技機……………(生活安全課) ……九

収用委員会

収用の裁決手続開始の決定……………(監理課) ……九

告

示

青森県告示第三百二十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十四年七月八日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十五年四月二十三日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで青森市役所に備え置いて閲覧に供される。

平成十五年五月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

青森市大字奥内字川合六一の一三及び六一の一九の地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点とを結び昭和五十三年九月二十五日付け青森県指令第四八三三号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（東京湾中等潮位プラス〇・五五三メートルにより決定）により囲まれた区域

の地点 青森市大字奥内字川合地先に設置された奥内漁港東防波堤灯台（北緯

四〇度五三分二四秒、東経一四〇度四一分〇〇秒）から三〇一度一

分四九秒二九九・六九メートルの地点

の地点 の地点から七七度四四分一〇・七五メートルの地点

の地点 の地点から三四七度四四分〇・四六メートルの地点

の地点 の地点から七七度四四分一〇四・一九メートルの地点

の地点 の地点から一六七度四四分〇・五七メートルの地点

の地点 の地点から一一三度四二分四・六一メートルの地点

の地点 の地点から一四二度三〇分五・九六メートルの地点

の地点 の地点から二五七度四四分四・四〇メートルの地点

の地点 の地点から三四七度四四分〇・六二メートルの地点

の地点 の地点から二五七度四四分一〇五・六〇メートルの地点

の地点 の地点から一六七度四四分〇・六二メートルの地点

の地点 の地点から二五七度四四分一〇・六九メートルの地点

3 面積

一、〇二四・四七平方メートル

青森県告示第三百二十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十三年十二月二十八日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成十五年四月二十三日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。
なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで東通村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十五年五月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

下北郡東通村大字尻屋字ツボケ沢四一の八、水路及び四一の二二の地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結び春分・秋分の日の満潮位（T・P・プラス〇・七九七）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 下北郡東通村大字尻屋字ツボケ沢地内に設置された「四等三角点ア

タカ」（北緯四一度二四分〇〇秒、東経一四一度二八分〇一秒）から

二三八度一分二三秒九〇七・一四七メートルの地点

青森県告示第三百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、八戸都市計画道路事業を平成十五年四月二十三日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年五月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画道路事業（三・四・十二号白銀沼館環状線外三線）

三 事業施行期間

平成十五年五月二日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県八戸市沼館一丁目、沼館二丁目、沼館三丁目及び沼館四丁目地内

2 使用の部分

なし

青森県告示第三百三十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十五年五月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 売りさばき人の住所及び名称

三戸郡三戸町大字二日町四一

まへち農業協同組合

二 変更内容

1 変更前の売りさばき人の住所及び名称

三戸郡名川町大字平字広場二五の四
名川町農業協同組合

2 変更後の売りさばき人の住所及び名称

三戸郡三戸町大字二日町四一
まへち農業協同組合

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年五月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 有限会社東伸設備工業所

二 代表者の氏名 阿部 八チエ

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字川合字浅田九一の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一〇六七三号

五 取消年月日 平成十五年四月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年四月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年五月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 有限会社颯建

二 代表者の氏名 下山 剛

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字大川字上桜川一三二の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第二〇〇二二〇号

五 取消年月日 平成十五年四月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年四月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年五月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 有限会社一幸設備工業所

二 代表者の氏名 一戸 友子

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字堅田三丁目二四の七

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一〇二一六号

五 取消年月日 平成十五年四月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

管、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年四月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年五月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 有限会社マルム

二 代表者の氏名 村上 良子

三 主たる営業所の所在地 黒石市八甲九〇の六

四 許可番号 青森県知事許可(般 一一)第一七二三五号

五 取消年月日 平成十五年四月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年三月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年五月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 物品等の名称及び数量

電子計算組織 一式

二 調達方法

購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁学校施設課

青森市新町二丁目三の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成十五年三月十一日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社テクノル

青森市堤町一丁目六の七

七 契約金額

三千三百四十九万五千円

八 契約の相手方を決定した手続

物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を出した者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成十五年二月二十六日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十七号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年五月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 物品等の名称及び数量

電子計算組織 一式

二 調達方法

購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁学校施設課

青森市新町二丁目三の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成十五年三月十一日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社ビジネスサービス

青森市新町二丁目六の二九

七 契約金額

三千三百二十六万四千円

八 契約の相手方を決定した手続

物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を出した者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成十五年二月二十六日

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十一条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年五月二日

東地方農林水産事務所長 小 野 祐 司

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十四年災農地災害復旧事業 一 二	青 森 市	平成15年3月10日

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	十四年災農 業用施設災 害復旧事業	"	"	"	"	"
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一 二三	一 二二	一 一一	一 一〇	一 一〇九	一 一〇八	一 一〇七	一 一〇六	一 一〇五	一 一〇四	一 一〇三	一 一〇二	一 一〇一	一 七	一 六	一 五	一 四	一 三
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一 五・三・ 一九	"	一 五・三・ 一〇	"	"	"	一 五・三・ 一九	"	"	一 五・三・ 一〇	一 五・二・ 二六	"	一 五・三・ 三	一 五・二・ 二六	"	一 五・三・ 一〇	一 五・三・ 一七	一 五・三・ 二

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一 三三 二	一 三三 一	一 三三 〇	一 三二 九	一 三二 八	一 三二 七	一 三二 六	一 三二 五	一 三二 四	一 三二 三	一 三二 二	一 三二 一	一 二二 〇	一 二二 九	一 二二 八	一 二二 七	一 二二 六	一 二二 四
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	一 五・三・ 一〇	一 五・三・ 一一	一 五・三・ 一二	一 五・三・ 一三	一 五・三・ 一四	"	一 五・三・ 一七	一 五・三・ 一八	"	"	一 五・三・ 一〇	"	一 五・三・ 一三	一 五・三・ 一四	一 五・三・ 一五	一 五・三・ 一六	一 五・三・ 一七

〃	〃	〃	〃	〃	〃
一 一三八	一 一三七	一 一三六	一 一三五	一 一三四	一 一三三
〃	〃	〃	〃	〃	〃
一五・三・三	一五・三・二〇	一五・三・三	一五・三・二〇	一五・三・元	〃

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、八戸平原土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年五月二日

三戸地方農林水産事務所長 田 中 正 之

区役員の別	氏 名	住 所	就任の年月日
監 事	畑中 弘實	三戸郡階上町大字金山沢字小板橋三四の二	平成一五・三・三

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十八号

平成十五年四月二十一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及

び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十五年五月二日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二三、九一四 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二六五、九四七 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

- 東津軽郡選挙区 八、九二七 人
- 西津軽郡選挙区 一八、二八〇 人
- 南津軽郡選挙区 二六、一九八 人
- 北津軽郡選挙区 一七、一八三 人
- 上北郡選挙区 三一、一八八 人
- 下北郡選挙区 一〇、六四五 人
- 三戸郡選挙区 二四、六四八 人
- 青森市選挙区 七九、七八七 人
- 弘前市選挙区 五二、一七六 人
- 八戸市選挙区 六四、一九四 人

黒石市選挙区 一〇、五八七 人
 五所川原市選挙区 一三、三四八 人
 十和田市選挙区 一六、七三二 人
 三沢市選挙区 一一、三一五 人
 むつ市選挙区 一三、三五七 人

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年五月二日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR大江戸夢歌舞伎S	株式会社ミズホ
"	ファイバーサーカスDX	株式会社ダイドー
"	CRファイバー夏祭りSX	株式会社三共
"	CRけるけるるっぴNH	株式会社銀座
"	CRけるけるるっぴNK	"
"	CRけるけるるっぴTK	"

収 用 委 員 会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十五年五月二日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

回胴式遊技機	サブライム	株式会社パイオニア
"	デビルマン倶楽部	"
"	CR平安見聞録MBR	株式会社ニューギン
"	CR・ブラボーファイブYJ	"
"	CR・ブラボーファイブYK	"
"	CR・ブラボーファイブXK	株式会社平和
"	CR恋姫X	"
"	CR恋姫WZ	株式会社高尾
"	CRハイスクール奇面組FX	マルホン工業株式会社
"	プリンダイサクセン	株式会社オリンピア
"	バリキ	"

- 一 起業者の名称
五戸町
- 二 事業の種類
五戸都市計画道路事業三・四・一号下毛沢向正場沢線
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表1のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所
別表2のとおり
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
別表3のとおり
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成十五年四月二十二日

別表1 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県三戸郡五戸町字下毛沢向	1 3 番 3 3	宅地	宅地	1,985.33	1,985.33	111.74

別表2 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
大久保美穂	東京都小金井市本町6丁目13番14-708号 スターハイツ

別表3 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類	受付年月日・受付番号	備考
株式会社みちのく銀行	青森県青森市勝田一丁目3番1号	根抵当権	昭和62年4月24日 第1682号	
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	賃借権		41.37㎡

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番一号 青森県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二百十五円一銭